

市民納涼花火大会事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民納涼花火大会事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、本市の夏の観光事業として定着している市民納涼花火大会が盛大に行われるよう、花火大会の運営に要する経費に対し、補助金を交付することにより、観光客の誘致を図り、もって本市の観光の振興を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、補助事業を実施する団体とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市民納涼花火大会とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する会場設営費及び大会運営費並びに安全管理費とする。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、会場設営費及び大会運営費（協賛金、負担金等の特定財源を補助対象経費以外の経費に充当し、なお残額が生じる場合は、その残額を除く。）に10分の10を乗じて得た額及び安全管理費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。